

財務省第12入札等監視委員会
平成19年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年6月26日(木) 福岡合同庁舎5階共用第4会議室	
委員	委員 屋宮 憲夫(福岡大学 法学部教授) 委員 林 桂一郎(西日本総合法律事務所 弁護士) 委員 横山 研治(立命館アジア太平洋大学 経営管理研究科教授)	
審議対象期間	平成20年1月1日 (火) ~ 平成20年3月31日 (月)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 国有崖地補修工事 契約相手方 : 有限会社田中幸二郎組 契約金額 : 4,987,500円 契約締結日 : 平成20年2月1日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 長崎税関文教町宿舎耐震改修工事 契約相手方 : 西津建設株式会社 契約金額 : 49,875,000円 契約締結日 : 平成20年3月19日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(公共工事)	一件	—
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : ガスクロマトグラフ/質量分析計用パソコンほかの更新及び本体点検整備1式 契約相手方 : 桜木理化学機械株式会社 契約金額 : 1,939,350円 契約締結日 : 平成20年2月15日 担当部局 : 門司税関
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 自動車の交換(2台) 契約相手方 : 株式会社ホンダカーズ福岡 契約金額 : 3,745,560円 契約締結日 : 平成20年1月25日 担当部局 : 福岡国税局
応札(応募)業者数1者 関連	1件	※ 競争入札(物品役務等)の「ガスクロマトグラフ/質量分析計用パソコンほかの更新及び本体点検整備1式」事案に同じ

委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し

意見・質問	回答
<p>【事案 1】 契約件名 : 国有崖地補修工事 契約相手方 : 有限会社田中幸二郎組 契約金額 : 4,987,500円 契約締結日 : 平成20年2月1日 担当部局 : 福岡財務支局</p> <p>応札業者が2者ということで少ないが、資格審査の「とび、土工、コンクリート工事」B,Cに登録されている業者数はどれほどか。</p> <p>資料(仕様書)を取りに来た業者は何者か。</p> <p>参加者数が少ないが本崖工事は特殊な工事なのか。</p> <p>地理的条件はどうか。</p> <p>参加者が2者と少なく、応札額も階差があり、もう1者は予定価格を上回っているが、他に理由はないのか。</p> <p>過去の同種の工事の応札実績はどうか。</p> <p>車が入らないような場所での工事の積算には、特殊な運搬器具等使用で積算を行っているのか。</p> <p>仕様書を取りに来た業者が2者と少ないが、車が入らない場所での困難な工事であるということが、公告(仕様書を見なくても)で業者に周知されているのか。</p>	<p>市内にはC等級が14者、B等級が75者登録されている。</p> <p>入札に参加した2者である。</p> <p>特殊な工事ではなく、一般的な擁壁工事である。</p> <p>本工事の対象地は山の中腹に所在し、取付道路の幅員が1.2mと狭く資材搬入等が困難であったことも要因と思われる。</p> <p>車が通行できる道路から150mほど奥まった所に所在し、人力か、小型の運搬機器に頼らざるを得ない場所にあることも要因ではないか。</p> <p>小倉出張所での工事参加者は2～5者程度であった。</p> <p>車が入らない箇所への資材運搬については、人力施工で積算している。</p> <p>地元の業者であれば所在地を見ただけで、現場の状況が判明しているのではないか。</p>

崖の仕様については、工法の詳細について示されているのか。

また、工法に適應して積算がなされているのか。さらに、工法どおり施工されているかの確認はどのようにしているのか。

耐震設計問題の際にもあったが、事後では工事が仕様どおり施工されたのか確認出来ないとされているが、どのようにして信頼度を確保したのか。

本崖工事については、前年度に設計委託契約を行いブロック積みが費用対効果面から見ても最適であるとの判断をいただき、設計図等が作成され、これに基づき積算した。

この図面を基に工事を発注しており、現場立会、工事中の写真等から適切に行われていることを確認した。

設計委託して作成された設計図に工法等が記載されており、仕様書どおりであれば強度の確保は十分に行われている。

【事案 2】

契約件名 : 長崎税関文教町宿舎耐震改修
工事
契約相手方 : 西津建設株式会社
契約金額 : 49,875,000円
契約締結日 : 平成20年3月19日
担当部局 : 長崎税関

耐震改修工事の予定価格の算出を行なう場合、もともとの建物の耐震性能がどれくらいあって、今後、めざすべき耐震を確保するのに、どのように工事を行なっていくかで計算されるのか。

そうすると、今後の耐震改修工事も、それぞれの持っている耐震力などに併せた工事となり、同じくらいの物件であったとしても、予定価格は変わってくることになるということでしょうか。

予定価格の積算について、伺いたい。

落札業者は入札調査基準価格を下回っているが、どのような調査を行い、落札者として適正であると判断したのか。

最低価格入札者が2社いたが、なぜ、くじで決定したのか。再度入札を行う必要はないのか。

3社以上の場合でも、くじで決定するのか。

官庁施設の耐震については、阪神・淡路大震災を契機として、平成8年10月に当時の建設省から、官庁施設の総合耐震診断改修基準というものが出されており、この基準に基づいて耐震診断を行い、基準値に達するような仕様で、改修等の措置を講じている。

同じような建物や規模でも、設計が違えば、保有水平耐力や構造計算の状況により計算される金額も変わるため、同じような規模でも、同じような価格になるものではない。

本工事の設計及び工事金額積算については、別途業務委託を行い、その積算金額を予定価格として採用したものである。

業務委託仕様書に積算の上限額を6000万円として業務委託を行なったところ、積算金額が上限額と同じとなったものである。

最低入札業者に

- ・ 入札価格の内訳
- ・ 当該入札価格により入札した理由
- ・ 経営状況
- ・ 納税証明書(直近)

などの17項目に渉る調査を実施した結果、契約内容に適合した履行がなされると判断したので、落札者と決定した。

予算決算及び会計令83条に、「落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。」とあり、この条文に沿ってくじを引かせたものである。

予算決算及び会計令83条に、「2人以上いたときは」となっているので、3社以上の場合でもくじとなる。

【事案 3】

契約件名 : ガスクロマトグラフ/質量分析計
用パソコンほかの更新及び本体
点検整備1式

契約相手方 : 桜木理化学機械株式会社

契約金額 : 1,939,350円

契約締結日 : 平成20年2月15日

担当部局 : 門司税関

ガスクロマトグラフ等の調達の場合、説明により、予定価格の算出方法と落札率が100%となった経緯については、よく理解できたが、入札制度の全般の問題として、予定価格というものは、同じ品質、仕様のもを、価格の競争で購入するという前提で成り立っている。

つまり、品質というものが、無視された形の制度で来ている。微妙に、品質、仕様の違いがある場合、予定価格というものが、果たして制度にそぐうのか、そぐわないのか。

また、特に高性能な品質のものは、品質に関する情報は、こちらが知っていることは少なく、遥かにメーカー側の方が詳しい。「情報の非対称性」といったものがそこで生じている。

予定価格というものは、全て、こちらが情報というものを把握して作成することが前提のものである。

しかし、このように情報が分からない場合、説明のあったような手法で予定価格を作成するしかない。ところが、本来、予定価格が持っている概念とは違ってくる。

結論ではないが、入札の持っている限界性というもので、今後、品質の違ったものを調達せざるを得ない場合、品質に関する情報について、調達側と応札側で情報量の差がある中で、予定価格というものの存在、この中で、どうやって民主性というものをいかに担保するかが問題である。

門司税関の説明では、今回の落札率100%というものは、結果的に致し方ないという認識か。

確認であるが、今回の案件は、分析機械本体のメンテナンスと、制御用パソコンと周辺機器の購入という内容でよいか。

メンテナンス作業の内容は、税関側でも分かっていたのか。

そうである。

そうである。

分かっていた。メーカーの説明書に定期的メンテナンス作業のプログラムが記載されており、それに基づいて仕様を作成している。

今回、予定価格の積算に、3社から参考見積もりを取っているが、入札に応札する可能性のある業者から見積書を取るということは、物品購入では割とあることなのか。

A社は入札参加資格から外れているので、最初から応札することができない訳であるが、A社のみの情報を基に予定価格を作成することもできたのではないか。

機械の使用頻度といったものは、どのくらいなのか。

平成10年に、最初にこの機械を調達したときは、今回、落札した業者が納品したのか。

最初の調達的时候は、メンテナンスの契約を一緒にしなかったのか。

契約の発注の切り方として、本体機器のメンテナンス作業である役務と、パソコン及び周辺機器の購入の二つに分けることもできたのではないか。
何か切り分け方に基準というものがあるのか。

時々あること。

予定価格を作成し、その額に応じて入札参加資格のランクが決まるため、A社が最初から入札に参加することができないと判断することは困難である。

ほぼ、毎日、使用している。

書類がないので定かではないが、違う業者が納品したものと記憶している。

していない。

具体的な基準というものはないが、できるだけ「同種」、「同様」のものは一括して調達しなさいという方針があり、今回の場合、業者が販売と同時にメンテナンスも行うので、分割する必要がなく、また、一括契約の方が、業者の派遣費用が1回分で終わるなど、経費節約の面でも有効であるので、一括で契約している。

【事案 4】

契約件名 : 自動車の交換(2台)
契約相手方 : 株式会社ホンダカーズ福岡
契約金額 : 3,745,560円
契約締結日 : 平成20年1月25日
担当部局 : 福岡国税局

自動車の場合、各メーカーが同じようなクラスで出しているものでも、微妙な仕様の違い、あるいは、メーカーごとで品質の違いもあると考えられるが、どの車種に決定するかは、純粋に金額だけで判断されるのか。

先ほどの門司税関の話では、できるだけ、同種の商品、あるいは、役務を一括して発注したほうが効率的という話があった。

いっぽうでは、国税局の自動車の発注の仕方を見ると、同じ日に乗用車とバンが別々に発注され、入札結果をみると、乗用車は入札が成立し、バンは入札が成立せず、不落随契となっている。

そうすると、3台乗用車、2台バンと分けたいうえで、5台の自動車をまとめて発注する仕方も考えられ、いわば、同じような同種の商品を一括して、自動車販売業者から入札するという方法もあると考えられるが、今回、切り分け発注を行なったのは、どのような理由からか。

自動車の更新目的は、公用で使用するためのもので、人と物を目的地まで運ぶことができれば事足りる訳であり、オプションをつける、あるいは、グレードの高い自動車にする必要もないため、調達を行なう場合には、最低限、必要な条件のみを設定し、価格面での競争入札に付している状況である。

なお、車種のクラスは、従来から使用していた用途で決定し、過去の取引事例、あるいは、業界の値引動向などを参考にしながら、予定価格を設定している。

仕様を分けずれば、5台をまとめた発注も可能と考えられるが、例えば、当局で調達を行なう軽自動車などを例にとると、メーカーによっては、軽自動車を扱っていなかったり、あるいは、バンのようなタイプを扱っていない場合もあり、場合によっては、仕様に応じて、入札を切り分けることで、入札者を広く募る意味合いもあり、ケースによっては、切り分けざるを得ない場合もあると考える。

【委員会の審議結果】

委員会として審議した結論と意見を述べさせていただきます。

今回、抽出した4件の事案については、法令等に則り、適正な発注・入札が行なわれているということを確認させていただいた。

なお、各抽出案件の審議から出てきた、今後、御検討していただくと良いのではと考える点について、順次、委員会からの意見として述べさせていただきます。

事案1の国有崖地補修工事については、一般競争入札案件であり、工事の有資格者は多数該当していたが、説明書を見て入札に参加した業者が2者と非常に少ない。

工事の内容を確認したが、特殊な条件があったことも1要因と思われる。

工事地の状況や困難な工法については、積算に反映された予定価格になっているが、公告には工事箇所の記載はあるが、工事の困難度を工事費に考慮していることが公告からは判らないこととなっている。

事業者は公告で工事箇所を見ただけで、困難と判断していると思われるので、困難な場所でありこれに伴う人件費増大、工法等考慮した工事であることが判るように公告し、業者が受注しても受注に見合う工事であることが判るように工夫できないか。

落札者と他社の応札価格に開差があり、予定価格を大幅に上回っている。

競争入札が適正に行われていたかの確認のためにも、不落になった業者から工事内容や積算内容の確認を行い、今後の入札の参考としてはどうか。

事案2の長崎税関文教町宿舎耐震改修工事の案件については、予定価格が、設計業務の業務委託の際に示した工事金額の上限額を基に、設計・積算され、いっぽう、落札価格は、調査基準価格未満という、積算よりも極めて低い金額となっている。

すると、設計業務の業務委託の際に示した工事金額の上限額に問題がなかったかどうかの検討が、少し必要ではないか。

また、設計業務委託において、工事費積算を行なわせる場合、積算金額の上限を記載することが適当かどうか検討していただきたい。

なお、入札金額が調査基準価格を下回ったことによる調査については、適切に行なわれていることを確認している。

事案3のガスクロマトグラフ/質量分析計用パソコンほかの更新及び本体点検整備1式については、予定価格の作成において、3社から参考見積書を提出させ、うち、最低価格の見積書を、そのまま予定価格としている。

参考見積書を提出した業者が応札してくることが想定される場合、特に落札率100%と成り得る可能性もあり、全く見積書と同じ予定価格を作成する方法は、好ましくないのではないかと。

各種の情報をもっと集めて独自の予定価格を算定した方がよいと思われる。

各税関や、他の省庁などにおいて、同種の機械のメンテナンスや購入があると思うので、積算の情報を参考にしたら良いのではないかと。

事案4の自動車の交換(2台)については、今回の自動車の発注が、車種等により切り分けられた発注により行なわれているが、自動車という既に出来上がっている商品の物品調達であり、できる限りのスケールメリットを活かすとすると、今回、切り分け発注を行なったのが、果たしてよかったのかどうかを検討される余地もあるのではないかと。

また、今回のケースは、入札が2回流れていることから、算定基準が非常に厳しい予定価格となっていたのではないかとと思われる。

なお、結果として、不落随契を行なっており、価格引下げという点においては貢献しているものの、競争入札がスムーズに進んでいるということには、ちょっとなっていないかとは思っているので、今後は、予定価格の算定方法と、できるだけこのような汎用性があり、一括調達をした方がスケールメリットがでるだろうと思われるものは、各部局分をまとめて調達量を増やし、相手事業者の価格設定の柔軟性を高めたほうが、競争性が高まることになるのではないかとこの意見もあったため、委員会での意見として述べさせていただく。